

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和2年6月11日（木曜日）

午後1時43分開会、午後2時49分散会

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記

6 説明のために出席した者

（1）政策企画部

八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、
加藤政策課長、藤原広聴広報課総括課長

（2）総務部

白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、藤澤総合防災室長、
奥寺税務課総括課長、平野管財課総括課長

（3）ふるさと振興部

佐々木ふるさと振興部長、高橋交通政策室長、川村企画課長、
松村市町村課総括課長、本多県北振興課長

（4）人事委員会事務局

今野人事委員会事務局長、高橋職員課総括課長

（5）議会事務局

八重樫議会事務局次長、伊勢参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第6項 防災費

(2) 議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(3) 議案第3号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○**岩淵誠委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、さきの議会運営委員会において、委員、執行部の出席職員及び書記の委員会室への水やお茶の持ち込みが可とされたところではありますが、持ち込んだ飲み物の容器は、机の中や足元等見えない位置に置かれるようお願いいたします。

また、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、質疑は執行部の答弁を含め、1人当たり20分を目安といたしますので、御了承願います。なお、執行部の答弁は簡潔明瞭に行うよう、御協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第6項防災費及び議案第2号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原参事兼財政課総括課長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立等に取り組んでいくため、医療関係や事業者、教育機関等における感染防止対策の支援や医療提供体制の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応しながら地域経済活動を回復させるために必要となる予算を計上したものでございます。また、医療従事者等への慰労金など、国の第二次補正予算案に盛り込まれた事業につきましても、国の制度設計が確定次第、速やかに実行できるよう、あらかじめ計上したものでございます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ 244 億 9,858 万 3,000 円を追加し、補正後現計を 1 兆 191 億 9,547 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2 ページから 4 ページの第 1 表のとおりであり、その内容につきましては予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、予算に関する説明書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。8 款使用料及び手数料のうち、1 項使用料につきましては、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、就学が困難となる高等学校等の生徒について寄宿舎料を減免するものであり、7 万円の減額でございます。

続いて、4 ページの 2 項手数料、9 目教育手数料につきましては、同じく高等学校等における入学選考料などの減免に係る補正であり、51 万 2,000 円の減額でございます。

次に、5 ページ、9 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金及び 2 目衛生費負担金につきましては、感染症予防費の補正などに伴い増額するものであり、1 億 6,750 万 8,000 円の増額でございます。

続いて、6 ページからの 2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から 9 ページの 9 目教育補助金までであります。これは生活福祉資金や医療従事者等に対する慰労金の支給などに係る国庫補助事業に伴い補正するほか、飲食業者等への家賃補助や宿泊業者への支援金の支給など単独事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる補正であり、これら国庫補助金の総額は 239 億 6,290 万 7,000 円の増額でございます。

次に、10 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金からの繰入金のほか、今般の補正に伴い必要となる一般財源につきまして、財政調整基金を取り崩すものであり、3 億 6,645 万 4,000 円増額するものでございます。

11 ページ、14 款諸収入、8 項雑入につきましては、教職員人事管理費の補正等に伴う社会保険料の増であり、229 万 6,000 円の増額でございます。

以上御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 244 億 9,858 万 3,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。12 ページをお開き願います。1 款議会費、1 項議会費であります。1 目議会費及び 2 目事務局費につきましては、感染症の影響により実施が困難となった経費について減額するものであり、2,244 万 1,000 円の減額でございます。

次に、13 ページ、2 款総務費のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費から 6 目財産管理費までにつきましては、今般の条例改正により支給額を増額する防疫等作業手当のほか、アルバイト収入の減少等で修学の継続が困難となっている大学生等を県が会計年度任用職員として任用する経費や、県庁舎等に消毒液や防護服等を備えるための経費について補正するものであり、3,509 万 8,000 円の増額でございます。

次に、14 ページ、2 項企画費、3 目広聴広報費につきましては、感染症拡大防止に関する知事メッセージや、事業所向け支援策の周知に要する経費等について補正するものであり、2,393 万 4,000 円の増額でございます。

次に、15 ページ、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費から 3 目交通対策費までにつきましては、平庭高原自然交流館について感染症対策のための設備改修に要する経費や、航空需要の回復に向けた旅行商品の造成のための経費について補正するものでございます。なお、1 目地域振興総務費に商工建設委員会に付託される事業もございまして、当該事業を除いた当委員会付託の補正額は 2,172 万 2,000 円の増額でございます。

次に、16 ページ、6 項防災費、1 目防災総務費につきましては、避難所の設置に備え、段ボールベッド等の備蓄品の購入に要する経費について補正するものであり、2,866 万 4,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○村上参事兼人事課総括課長 続きまして、議案第 2 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第 2 号条例案の概要の資料により御説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨であります。国の例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当に関する特例措置を講じようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。特殊勤務手当の一つである防疫等作業手当につきましては、職員が新型コロナウイルス感染症の患者が存する病院、宿泊施設や、症状から感染が疑われる者、患者の濃厚接触者が存する施設などにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業、例えば患者に対する面接、感染者の搬送や車両の消毒作業等に従事した場合に、手当額に従事した 1 日につき 3,000 円、このうち新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触し、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては 1 日につき 4,000 円のそれぞれの範囲内で、人事院規則で定める額とする特例を設けるものであります。

最後に、3 の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、新型コロナウイルス感染症が政令により指定感染症とされた令和 2 年 2 月 1 日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木宣和委員 3,000 万円弱の補正となる防災総務費の新型コロナウイルス感染症予防緊急対策費について伺います。

岩手県は東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号災害、令和元年台風第 19 号災害を経験いたしました。我々自由民主党会派が、新型コロナウイルス感染症対策下における避難所の運営について市町村から要望聴取した際、岩泉町から、どうやって避難所を運営すればいいのか、通常は 21 カ所の避難所設置を考えているが、密を避けるために数をふやしたほうがいいのか、避難所を運営するための職員数が足りないがどうすればいいのかなど、不安の声がありました。兵庫県ではガイドラインを作成されたと承知しておりますが、県は、新型コロナウイルス感染症対策下における避難所運営について、どのように考えられているのでしょうか。

○藤澤総合防災室長 コロナ禍における避難所の運営等につきましては、4 月に国から通知が出ております。内容としましては、市町村が設置する避難所については、例えばビジネスホテルや学校の空き室等を利用して、可能な限り多くの避難所を開設すること、可能であれば親戚や友人の家等への避難も検討すること等であります。また、避難所では避難者の健康状態をきちんとチェックすること、衛生環境をしっかりと確保すること、発熱、せき等の症状が出た方がいた場合には、専用のスペースを設置すること等の通知も出ております。そのほかにも、体育館に避難所を設置する場合の具体的なレイアウト、例えば三密にならないようなスペースのあけ方や間仕切りについて、あるいは段ボールベッド等を設置するときは、ほこり等に触れないように工夫するようとの通知も出ております。県でも市町村がそのように避難所を設置できるよう、しっかり支援してまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 県としてはこういうやり方でやってほしいという具体的なものは出していないが、国の考え方は伝えているという状況なののでしょうか。

もう一つ、県ではガイドラインを策定しているのでしょうか。

また、避難所の数をふやしたほうがいいとのお話がありましたが、県はそれぞれの市町村の状況をどのように把握された上で、そのような考え方なのでしょうか。

○藤澤総合防災室長 国からの通知等を踏まえまして、県から市町村に現状について照会しております。市町村においては臨時の避難所等をふやす工夫をしているところもありますので、県といたしましては、そういった情報を集約しまして、全ての市町村にフィードバックしたいと考えております。

また、国からの通知等を広く周知しておりますが、県としてガイドライン的なものを準備してはおりません。

○佐々木宣和委員 それぞれの市町村で考えられていることを県が吸い上げて、またそれぞれの市町村に返していくとのことですが、足りない部分については、ある程度応援していくことになると思います。

避難所の運営は非常時に運用していくものなので、いろいろな制約というか、落とし込みが強くなり過ぎると考えることが多くなって、本質的な人命を救助するための避難所の開設に影響が出るということのないようにしていただきたいと思います。

防災総務費に新型コロナウイルス感染症予防緊急対策費として3,000万円弱を計上していますが、どのように積み上げたのか伺います。

○藤澤総合防災室長 それぞれの市町村において、それなりに備蓄を準備しておりますので、それを補完する形で、マスク、消毒液、間仕切り用のパーティション、段ボールベッド、それから非接触型の体温計について、一定量の備蓄を行おうと考えております。数量等につきましては、マスク7,500枚、消毒液675本、これは1本500ミリリットル入っているものです。間仕切り用のパーティション1,000台、段ボールベッド2,500台、非接触型の体温計225台を予定しております。

○佐々木宣和委員 エリア的な配分等については、どのような考え方なのでしょうか。

○藤澤総合防災室長 すぐに市町村に配分するのではなくて、まずは、県内5カ所、県あるいは市町村等の施設に防災の拠点を設けておりますので、そこに備蓄しようと考えております。

○佐々木宣和委員 まずはストックをふやして、何かあった場合にぼんぼん押し出せるような体制を整えるということですね。わかりました。

○工藤大輔委員 先ほどの本会議において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について質問がありました。確認なのですが、国から県分として約58億円が交付されますが、第2号補正と第3号補正で109億4,400万円余とのことなので、前回の県分の臨時交付金を全部活用した上で、次に交付される国で積んでいる2兆円を先食いというか、想定しながら利用するという認識でよろしいのでしょうか。

また、今までも財政調整基金から繰り入れを行ってきましたが、基本的にそれらはどこの段階で、どう整理していくのか、方針をお知らせください。

○小原参事兼財政課総括課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。まず第一次の交付金の交付限度額が示されております。いわゆる県単独分、地方単独分ということでありまして、そちらが58億9,300万円になっております。それに対応する地方単独分として予算計上しておりますのが、前回で15億8,200万円、今回が67億3,400万円ですので、単独分だけ見ますと83億1,500万円ほど予算上は計上しているところですので、そういったしますと一次配分額との差額が24億円程度、交付限度額よりオーバーしている状況であります。今回国の二次補正案で2兆円上積みとのことですので、そちらも見越しながら、今回はオーバーフローして予算を計上しております。

財政調整基金の取り崩しの考え方ですが、基本的に地方単独分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して、一般財源をできるだけ使わないように考えているところですが、いわゆる発熱外来等につきましては、国庫負担金ということで、いわゆる負担の裏、地方負担分には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てられない仕組みになっています。つまり、義務的な補助は補助率が決まっているので、それを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でかさ上げをして補助率を上げてはだめとのことですので、その裏負担分につきましては一般財源で対応し

なければいけません。今回の補正予算では大体1億円程度を財政調整基金で対応させていただいております。

○**工藤大輔委員** 次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定すれば、早ければ6月定例会、あるいは9月定例会までに何らかの措置があると思いますので、この件については了解しました。

今回の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、ホームページから岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の映像を見ていたら、各部局長が各事業を説明していましたが、今後、新型コロナウイルスの感染防止と社会経済を両立させていくために、どの部署が総合的な政策調整を行っていくのでしょうか。政策の意思決定はされているのでしょうか。

新型コロナウイルス感染者が確認されていない岩手県は、全国のどこよりもいち早く経済を立て直すという考えに立たなければならないと思うのです。いつまでに、どのような状態まで、どのようにして立て直そうとしているのか、総合的な考え方等も示すべきではないかと思います。

また、副知事の動きがなかなか見えないのですが、副知事が新型コロナウイルス感染症対策で実際に担っている役割について伺います。

○**八重樫政策企画部長** 国の二次補正予算を踏まえて、県の経済、雇用対策についての施策を対策パッケージとして取りまとめたところでございます。今回は日常生活を支える取り組みとして個人、世帯主向けの対策、さらには地域経済活動の回復に向けた取り組みとして事業主向けの対策を、もちろん国の施策もありますが、県として対応が必要な取り組み等を加えて、総合的な対策としてお示しをしたところでです。

これらにつきましては、まさに岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で決定したものです。各部それぞれ担当しているところはありますが、基本的には、新型コロナウイルス感染症対策については、本部員会議の中で基本的対処方針をつくり、その方針に基づいて経済、雇用対策を決定しているところであります。

工藤大輔委員からお話がありました地域経済を回す取り組みといたしましては、外出自粛が段階的に緩和されるということで、需要喚起につなげるためのさまざまな施策を盛り込んでおります。例えば観光で申し上げれば、6月19日からは県域を越えた観光の取り組み等が始まりますので、それらも踏まえながら地域経済を回して、経済活動の回復につなげていきたいと考えているところであります。

副知事につきましては、本部員会議の中で、各部それぞれの施策や事業などを調整しながら、足りないものであるとか、さらに取り組まなければならない事業等について取りまとめております。

○**工藤大輔委員** 私が言いたいのは、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議は、各部局長から事業の説明だけをして、総合的な調整は知事が行っている所以他の部局長からは一切意見が出ないまま、各事業が認められるだけの会議という感じがするので

す。例えば観光業ですと、宿泊率をこのぐらい高めますという目標やその目標を達成させるための対策、あるいはその政策を実行するに当たってどのような効果が見込まれるのかというようなことが知らされていません。

いずれ、いわて県民計画ほどの長期化にはならないまでも、新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立を緊急的に進めていかなければ、ただでさえ岩手県は厳しい経済状況にありますので、ばたばた倒れる人たちが出てくるかもしれないという危機感を強く持ちますし、政策の評価も今後どうなってくるのかと非常に考えます。各部局では目的、目標、成果をどのように捉え、次なる対策を講じようとしているのか、お伺いします。

○**八重樫政策企画部長** 事業者の方々のニーズ等を捉えるため、各部局において、市町村あるいは各団体から個別の聞き取りや各種会議等における意見交換を行っており、それによって把握した事業者のニーズを岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で情報共有しながら対策を講じています。

工藤大輔委員から御指摘があった政策の目標あるいは効果測定等について、岩手県では新型コロナウイルス感染症の感染は未確認ですが、地域経済や住民生活をどのようにしていくのか目標をしっかりと設定して、予算成立後は早急に事業を実施するとともにその効果を測定しながら、引き続きどのような対策が有効なのかをしっかりと把握しつつ進めていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 例えば同じ農林水産物でも、直接であれば農林水産部流通課で、加工品等になると商工労働観光部で取り扱います。連動する形で進めてはいると思いますが、農林水産分野、商工分野、総合的にしっかりと見ながら目標を立て、次々に対策を講じていく必要があると思います。とにかく岩手県は先に経済を回復させるのだという強い意志や姿勢を県民に示せるように、予備費等も積極的に活用しながら対策を講じていただきたいと思います。

次に、県庁舎と議会棟の入り口にサーモグラフィーを試験的に設置していることについて、私ははっきり、大きい入り口全てに設置されるものと思っていたのですが、県庁舎北口には設置されていないとのことであり、なぜなのか疑問に思います。設置効果についてどのように考えているのかお伺いします。

○**平野管財課総括課長** 第2号補正で設置いたしました県庁舎における体温測定等の機器についてであります。工藤大輔委員がおっしゃったとおり、県庁舎と議会棟の正面玄関には6月1日よりサーモグラフィーカメラを設置いたしまして、来庁する方々の体温測定を実施しているところであります。計画といたしましては、そのほかに体表面温度チェッカーという、サーモグラフィーよりはちょっと小ぶりの機器と、あわせまして非接触型の体温計も導入いたしまして、来庁者の体温測定を行うこととしておりましたが、既に発注はしているのですが、まだ納品になっていない状況であります。現状とすれば、正面玄関のみでの試験的な運用にとどまっております。

運用の状況であります。6月1日からきのうまでの間に設定温度を上回る方も何名か

出ておりますが、その場で体温が超えていることをお話しして、電話で担当部への用を済ませていただいたり、1名の方は体調もよくないとのことでしたので、そのままお帰りいただいた例はありますが、大きな支障は出ていないところです。いずれ早急に機器を導入いたしまして、来庁者の方々の検温体制を確立してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました。対策に穴が出ないよう早急に進めていただきたいと思います。

今回、交通対策費として空港関係の分が計上されていますが、I G Rいわて銀河鉄道株式会社や三陸鉄道株式会社、岩手県バス協会等からも要望があったと思うのですが、それらが計上されていない理由について伺います。

○**高橋交通政策室長** 今回の公共交通事業者におけるマスク、消毒液等の新型コロナウイルス感染症対策に必要な用品につきましては、商工労働観光部所管における中小企業振興費の地域企業経営継続支援事業費補助で予算措置しております。こちらについては、鉄道業、道路旅客運送業を支援するために、空気清浄機、パーティションの設置、マイク、手袋、ゴーグルなどの衛生用品の購入費など、1事業者当たり10万円を上限に補助するという予防対策でありまして、例えば、鉄道業につきましては本社と各駅、乗り合いバスにつきましては本社と営業所、ハイヤー・タクシー業につきましても本社と営業所、貸し切りバスについても同様に、約380の場所について予算を計上しております。

○**工藤大輔委員** 利用促進についての要望等はありませんでしたが、経営的にはかなり厳しい状況にあると思っています。その点をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○**高橋交通政策室長** 県内交通事業者の4月の運賃収入は大幅に落ち込んでおり、各バス事業者、タクシー事業者、あるいは鉄道事業者からは、減収になった部分を補填していただきたいとのお話をいただいております。国へは安定的に運行が継続できるよう要望をしておりますが、県としましても今後必要な支援について検討しているところであり、次回以降に反映させていきたいと考えております。

○**武田哲委員** 2点お伺いします。

まず1点目は、大学生等修学支援緊急対策費についてですが、何名程度を想定した数字なのでしょうか。

○**村上参事兼人事課総括課長** 予算計上は30名程度を想定しております。

○**武田哲委員** 30名という数字に根拠はあるのでしょうか。

○**村上参事兼人事課総括課長** あくまでも予算計上の想定ということにはなりますが、岩手大学や岩手県立大学、盛岡大学等があります本庁及び盛岡広域振興局で20名弱、そのほか富士大学、修紅短期大学があります県南広域振興局で五、六名程度、岩手県立大学宮古短期大学部があります沿岸広域振興局宮古地区で五、六名程度と見込んでいるところです。

○**武田哲委員** 大学生にはそれぞれ授業もありますが、週何時間の就業を想定しているのでしょうか。また、30名ということですが、どういった人たちを主に任用しようとしてい

るのか、もう少し詳しく教えてください。

○村上参事兼人事課総括課長 就業の時間等についてであります、これも予算の積算上ということになりますが、想定としましては1日当たり6時間、週2日勤務を想定しております。ただし、当然日中は学業がありますので、応募を希望される学生にどのような条件で働きたいのかお聞かせいただき、また受け入れる所属においても、その条件に対応できるところがあればということで、うまくマッチングさせて働いていただける環境をつくっていきたいと考えております。

また、職種に関してですが、さまざまな学部の学生がいらっしやいますし、県にも事務職や技術職を含め、さまざまなセクションがありますので、学生のニーズやスキルに応じた、またスキルアップにもつながるような業務に従事していただけたらいいのではないかと考えております。

○武田哲委員 たくさんの学生の応募があることを期待するとともに、就業が週2日程度というのでありますが、学業の休みが2日間もあるのか不安ではありますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

次に2点目です。地区合同庁舎管理費です。消毒液等を買うことになっていますが、どのような消毒液を想定しているのかお伺いいたします。

○平野管財課総括課長 今回計上しております地区合同庁舎管理費の内容であります、感染予防対策として入り口等に置く手指の消毒液、それから感染者が出た場合に庁舎等を消毒するときの防護服やサージカルマスク、手袋、ゴーグルといった防護用の物資を購入しようと考えております。

○武田哲委員 防護服等は岩手県内のアパレル企業でもつくられておりますし、消毒液に関しても県北の酒蔵を初め、県南、県央といろいろな酒蔵でさまざまな酒蔵でつくられています。そこで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の地産地消といいますか、県内の企業と一緒に感染拡大を防止しようという機運をつくっていく予定はないのかお伺いします。

○平野管財課総括課長 購入先につきましては、予算が決まってからの交渉となりますので、今はまだ決定しておりませんが、武田委員の御意見を参考にいたしまして、県内で調達することを考えていきたいと思っております。

○武田哲委員 岩手県内の酒蔵の方々から、少しでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与したい、消毒液がないことに対する県民の不安に寄り添いたいというお話がありました。また、なぜ県庁では県内でつくられている消毒液を積極的に使おうとしないのかというお話もされました。この議会棟もそうですが、県のさまざまな機関ではプラスチック容器に入ったものばかり設置しています。県内で消毒液が生産されているのに、それが全く使われていないことに対する不満があるようです。やはり、県民や県内の企業とともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にしっかりと臨んでいくという機運をつくっていかねばならないと思いますが、御所見をお伺いします。

○平野管財課総括課長　今回補正予算に計上しておりますものにつきましては、先ほど申しましたとおり、県内からの調達を中心に考えてまいりたいと思っております。なお、参考までに、第2号補正で措置いただきました飛沫防止パネルにつきましては、まとめて製造していただける県内の企業が見つかりましたので、そちらと契約して納入していただいた事例もございます。

○武田哲委員　いずれにしても、朝バス停に立っている人たちを見ると、きちんと2メートルの距離を保つなど、自分たちができることをしっかりと守っています。そのような風景を見ながら、やはりみんなで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を進ませ、盛り上げていくことがとても必要だと思いました。

いろいろな企業で消毒液の入手がとても困難になっているときに、岩手県内の酒蔵でつくっているものがあるよということをもっと広くアピールしなければならないと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の地産地消といいますか、そういった観点でぜひともこれからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○飯澤匡委員　大きく2点について伺います。

まずもって、今回の臨時議会の招集について、参議院でまだ審議が終わっていない中、前々と対応されたことは評価しております。あとは、予算の執行に当たって、隅々まで有効に使うよう各部局で支援していただきたい。今は対策方面がほとんどですが、それにしても有効な国からの財源ですので、しっかりやっていただきたいと思います。

質問の第1ですが、先ほど来、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の話が出ておりますが、これほど人為的に経済をとめて政府が財政支出することは、ほとんど例を見ないわけであります。問題は今後の地方財政について、これほどの財政支出をした後で、また県としても財政調整基金を取り崩していかないと有効な経済活動が行えない状況にあって、恐らく来年も国や県の税収は少なくなると思います。また、地方財政計画についてもいろいろ見直しされ、地方財政はますます困窮していくと予想されます。今の時点で見通しは難しいと思いますが、この点についての問題意識と、財政調整基金に係る規範意識をどのようにお持ちなのか伺います。

○小原参事兼財政課総括課長　まず、今後の見通し等ではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、先ほど申しましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をできるだけ活用して、一般財源の持ち出しを極力少なくするように考えておりますが、仮に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が認められなくても、対策を行うために必要な事業として取り組んでおりますことから、基金を取り崩すことも考えられると思っております。

また、税収の動向につきましても、今年度は最終的に税収が減ると想定されることから、地方財政対策上、減収補填的なものを含めて、国にはいろいろな形で要請をしていく必要があると思っております。

いずれ今年度のみならず、国税自体も減少すると思いますので、国が来年度の地方財政

計画、地方財政対策を策定するに当たり、全体的な対策を考えることになると思いますので、地方からも必要な対策を提案していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 その認識については理解しましょう。

お昼のニュースで、下半期にはプラス２％程度の経済成長が見込まれると報道されておりましたが、これはかなり楽観的な数値ではないかと思っています。恐らく、再来年までは全世界的に経済がとまっているでしょうから、特に失業を中心にした我が国の動向はかなり厳しいと想定しなければならない。これは一般論の話です。いずれ東日本大震災津波以来、お金の流れはかなり中央集権的になっていて、自由度が非常に狭まっている状況にあるので、岩手県だけではなくて、全国知事会なども含めてしっかり議論していくように、議会としても求めます。

質問の２点目ですが、先ほどの工藤大輔委員からの質問に対する政策企画部長の答弁では、いわゆる経済対策については岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で行っているとのことでありました。以前私も、恐らくこの２０２０年は歴史上かなりアクセントのついた年になるだろうとお話ししました。新しい生活様式と働き方改革が、好むと好まざるとにかかわらず大きく推進しましたが、中身を見ると、大企業はリモートワーク、テレワークができるが、地方の中小零細企業は、なかなかＩＣＴの恩恵にあずかれない。いまだに労働集約型の作業が主たる中で、これからもやっていかなければならない。ゆえに二極化がどんどん進んでいくことが考えられます。

やはり戦略性は非常に大事だと思うのです。以前も情報発信について提言いたしましたが、どうも知事からは、岩手県としてどのような戦略を立てて次の時代をつくっていくとしているのか、生き抜いていこうとしているのかが語られない。今こそチャンスなのに、非常に残念です。せめて政策企画を担うところでは、次の新しい時代を見据えて戦略的にやっていただきたい。今こそ逆にチャンスなのです。

朝日新聞デジタルに連載されている村山斉先生の時空自在に、新型コロナウイルス感染症によるアメリカ合衆国やヨーロッパへの打撃は非常に大きいものがある。アメリカ合衆国では、新型コロナウイルス感染症による死亡者がベトナム戦争での死者数を上回っている。逆に日本は先進国の中では被害が最小なので、注目される機会が多くなるであろうと掲載されていました。それに加えて、岩手県は感染者ゼロなわけです。今後岩手県としてどのように取り組んでいくのか、もっと戦略を練って、情報発信していく必要があると、改めて痛感しています。

特に教育では、全国ではようやく授業がスタートしましたが、岩手県では４月から始まっていたこと、医療では県立病院が岩手県民への医療サービスを大いに担っていること、これらは恐らく背景的にいろいろあるわけで、そうした岩手県の強みをもっと積極的に出していいのではないのでしょうか。

あわせて、今はトヨタ自動車東日本株式会社の自動車関連産業も大変厳しい状況にある中で、岩手県の産業をどのように維持していくのかという大きな課題があるのですから、

今後どのような産業を主たるものとして牽引していくのか、常に語りかけて発信するべきではないでしょうか。これは要請として、これからもしろいろな議論の場を通じて言いますが、内部でやっていますというのではなくて、目に見える形で示すべきだと思うのですが、今の現状と課題認識について伺います。

○**八重樫政策企画部長** 新型コロナウイルス感染症の対策パッケージの第3弾をお示しているところでありますが、飯澤委員からお話があったとおり、今はまさに事業者の方あるいは県民の方への給付金や支援金等、緊急的な対策が中心であります。その対策を行うに当たっても、どれだけ収入が減り、どれだけ困っているのか、現状をしっかりとリサーチしながら、収支のモデルなどもつくりながら、収支金の額等を検討したところであります。

飯澤委員から御指摘がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む際は、例えば学習環境の整備としてタブレット等のICT機器を活用した取り組みを進めますが、前倒しで、さらに以前考えていたよりもスピード感を持って進めようと考えております。

岩手県として、社会経済活動を維持するためにどのような戦略を立てて取り進めていくのか。新型コロナウイルス感染症対策は、いわて県民計画（2019～2028）やふるさと振興総合戦略と目指す方向を一にしていると考えますので、まさに岩手県としての強みである、新型コロナウイルス感染者は未確認といった安全性や地元の医師会あるいは県立病院とのネットワーク等医療体制がしっかりしていることなどを県外にも情報発信しながら、今後は総合的な戦略のもと、新型コロナウイルス感染症対策をどのように進めていくのか、しっかり考えてまいりたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 今の時点では、情報量としては対策9、今後の戦略1でもいいと思うのですが、先ほども言いましたように財政的に枯渇して何もできなくなってしまうのはどうにもならないのです。今の岩手県の優位性をこれからも有効に使えるよう準備をしていただきたいと思います。

一方で、戦略にはリスクも伴います。将棋棋士の藤井聡太氏も先日のタイトル戦で1勝しましたが、きのう予選では負けたりと、そういうこともあるのです。リスクを冒して失敗することもあります。それはそれでいいと思うのです。ですから一定程度、指針や目標を明確にしながら取り組んでいただくように、ぜひお願いします。6月定例会にもまたお話をさせていただきますので、素案でもいいのでお示しいただきたいと思います。

○**岩渕誠委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第3号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の3ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております、議案第3号岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除及び耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例を設け、葉巻たばこに係る県たばこ税の課税標準の算定方法を改め、並びに自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の期間を延長する等、所要の改正をするとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る申告等の期限の延長の特例を設けようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず、（1）、令和2年度税制改正関係のアの第1条関係の（ア）、県民税関係のaにつきましては、県民税の課税客体となる公益法人等に敷地分割組合を加えるものでございます。

bにつきましては、令和3年度分以後の各年度分の個人の県民税の均等割及び所得割に係る非課税の対象範囲及び所得控除を改めるものでございます。

cにつきましては、特定非課税累積投資契約に基づき、非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、（イ）、県たばこ税関係につきましては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を改めるものでございます。

次に、（ウ）、その他については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をするものでございます。

次に、イの第2条関係の県たばこ税関係につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を改めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、次に（2）、新型コロナウイルス感染症関係のアの第1条関係の（ア）、県民税関係につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった一定の行事に係る入場料金等について、寄附金税額控除の対象とするものでございます。

次に、(イ)、事業税関係につきましては、法人の事業税につきまして、申告納付の期限の延長に係る申請を期限までにすることができない場合における特例措置を講ずるものでございます。

次に、(ウ)、不動産取得税関係につきましては、耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額の特例措置の適用要件を緩和するものでございます。

次に、(エ)、自動車税関係につきましては、消費税率の10%引き上げ時に措置しておりました自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率の特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで延長するものでございます。

次に、(オ)、その他及びイの第2条関係につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をするものでございます。

最後に、3の施行期日等についてであります。それぞれ2の条例案の内容に記載の日から施行し、所要の経過措置を講ずるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。